

特別委員会の設置について

1 特別委員会の名称

石垣市役所新庁舎建設工事請負契約に関する調査特別委員会

2 特別委員会の任務

本特別委員会は、石垣市役所新庁舎建設工事請負契約に関する調査を行い、事務の適正な執行について調査検討し、その結果を議会に報告する。

3 調査権限

本議会は、上記2に掲げる事項の調査を行わせるため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 期 間

審査終了まで。なお、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も審査することとする。

5 特別委員会の人数

本特別委員会委員の数は8人とする。

6 特別委員会に要する経費

本特別委員会に要する経費は、本年度においては10万円以内とする。